

## 令和2年度川西町持続化交付金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える交付金を交付するため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

### (交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、交付金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- (1) 法人の場合は本店を、個人事業主は住所を町内に有する中小企業・小規模事業者。
- (2) 国の実施する持続化給付金の給付を受けていない者。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で、20パーセント以上50パーセント未満減少している者。なお、比較対象期間は令和2年1月から12月までとする。
- (4) 町税等を完納している者。
- (5) 川西町暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者。

### (交付金の額)

第3条 交付金の額は、前年の総売上（事業収入）から前年同月比20パーセント以上50パーセント未満減少した月の売上げを1.2倍した額を除いて得た額とし、法人は100万円、個人事業者は50万円を上限とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

- 2 前項の規定に基づき算出された交付金の額が上限に満たなかった場合、申請者は第2条第1項の規定にかかわらず、複数回申請を行うことが出来る。ただし、1申請者当たりの交付上限額は前項に定める額とする。

### (交付金の交付申請等)

第4条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年度川西町持続化交付金交付申請書（様式第1号）に川西町商工会又は山形おきたま農業協同組合が発行する売上高等確認書（様式第2号）及び町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、2回目以降の申請については記載内容が同じで重複する添付書類は省略することが出来る。

### (交付金の交付決定及び額の確定等)

第5条 町長は、前条の交付金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付金交付の可否について決定し、申請者に対し令和2年度川西町持続化交付金交付（不交付）決定及び額の確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

### (交付金の請求)

第6条 交付金の交付額の確定を受けた者は、当該通知を受けた後、速やかに令和2年度川西町持続化交付金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第7条 町長は、交付金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときには、既に交付した交付金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年〇月〇日告示第 号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年5月7日から適用する。